

団体割引率
15%

安心セレクト保険

(団体総合生活補償保険 傷害補償(MS&AD型)特約セット)

※加入申込票の記入例はP.15~P.16をご参照ください。

従業員
ご本人

退職者
ご本人

配偶者

子ども

両親

兄弟
姉妹

ご本人の
同居の
親族

ご加入対象者

コーパー・アルビオングループの役員・従業員・退職者ご本人およびご家族の方(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹、ご本人の同居の親族)となります。

本保険の特色

- 国内・国外問わず、急激・偶然な外来の事故によるケガを補償します。ケガによる通院1日目から補償します。(90日限度)
- 交通事故を含む日常生活のケガの補償タイプ(加入タイプA)と交通事故のケガのみに限定した補償タイプ(加入タイプB)**のいずれかから選択できます。
- 充実したオプションから、ひとりひとりに合った補償を選択することができます。

Step.1 最初に、基本補償をいずれかからご検討ください。

加入タイプ A	基本補償	1口あたり補償内容	1口あたり月払保険料	加入上限口数	
または	日常生活のケガの補償 (普通傷害)	交通事故を含む、日常生活で発生したすべての急激・偶然・外来の事故によるケガを補償の対象とします。	傷害入院保険金日額1,500円、傷害通院保険金日額1,000円、 傷害手術保険金額(入院中15,000円／入院中以外7,500円) <自動セット>熱中症危険補償特約、天災危険補償特約	400円	5口まで
加入タイプ B	交通事故のケガの補償 (交通傷害)	交通乗用具(自転車、自動車等※)との接触や交通乗用具搭乗中の事故、または駅構内での急激・偶然・外来の事故によるケガを補償の対象とします。	傷害入院保険金日額5,000円、傷害通院保険金日額1,000円、 傷害手術保険金額(入院中50,000円／入院中以外25,000円) 交通事故危険のみ補償特約セット	220円	5口まで

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合についてはP.5QRコード「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



【傷害入院保険金】

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院(日帰り入院も対象となります)をした場合に、1事故につき180日を限度にお支払いします。(免責期間0日)

※日帰り入院とは、早朝にケガをし入院したが、当日夕方には退院したような場合で、入院に該当するか否かは「入院管理料等」支払いの有無で判断します。



【傷害通院保険金】

事故によるケガの治療のため通院した場合に、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象として、1事故につき90日を限度にお支払いします。(免責期間0日)



【傷害手術保険金】

事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に受けた手術について、入院中の手術は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

毎年の酷暑と頻発する自然災害の備えのために

日常生活のケガの補償に自動セットされる2つの特約

加入タイプ
Aのみ
自動セット



熱中症危険補償特約

日射・熱射により被った身体の障害について、入院、通院、手術を補償します。



天災危険補償特約

地震・噴火・津波によってケガをした場合に保険金をお支払いします。
お支払いする保険金は、傷害入院保険金、傷害通院保険金、傷害手術保険金となります。

Step.2 下記から必要な補償のオプションをご検討ください。※オプション単独でのご加入はできません。



【ケガによる傷害死亡・後遺障害】

国内・国外を問わず、交通事故はもちろん、ガス爆発・建物火災によるケガ、仕事中・スポーツ中・旅行中・家庭内外の日常生活における事故による次の損害を補償します。

○傷害死亡保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。

○傷害後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合、程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

オプションC	1口あたり保険金額	1口あたり月払保険料	加入上限口数
	50万円	50円	5口まで

必要な補償に
チェックしましょう



【本人介護一時金補償】

※この補償のご加入対象者は

従業員
ご本人

退職者
ご本人

のみとなります。

オプションD	1口あたり保険金額	1口あたり月払保険料	加入上限口数
	50万円	0(生後15日以上)才~49才 10円	5口まで
		50才~54才 20円	
		55才~59才 50円	
		60才~64才 110円	
		65才~69才 250円	
		70才~74才 570円	
		75才~79才 1,260円	
		80才~84才 3,180円	
		85才~89才 6,500円	

必要な補償に
チェックしましょう



【日常生活賠償補償】

示談交渉サービス付き(*) (日本国内で発生した賠償事故に限ります。)

国内外問わず、偶然な事故により他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与えること、日本国内で電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合に日常生活賠償保険金をお支払いします。(免責金額0円)

補償重複

補償の対象となる方の範囲

- ①:被保険者ご本人 ②:①の配偶者
- ③:①または②の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)
- ④:①または②の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子

(注)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

(*) 話合いで解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じて被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

オプションE1	1口あたり保険金額	1口あたり月払保険料	加入上限口数
	1億円	130円	1口まで

オプションE2	1口あたり保険金額	1口あたり月払保険料	加入上限口数
	3億円	140円	1口まで

必要な補償に
チェックしましょう

必要な補償に
チェックしましょう



【携行品損害補償】

国内外問わず、偶然な事故により被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が発生した場合に携行品損害保険金をお支払いします。
(免責金額3,000円)

補償重複

○携行品とは…

被保険者の居住の用に供される住宅(敷地を含みます)の外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。

○携行品の例

定期券、デジタルカメラ、ビデオカメラ、腕時計、スキー板、スノーボード、テニスラケット等

○携行品とならないもの

携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、眼鏡、株券、切手、預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカード、パスポート、自転車、義歯、コンタクトレンズ、動物 等
※保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

○損害額の限度について

1事故につき携行品1個、1組または1対あたり10万円。ただし、通貨・乗車券等は合計5万円

※新価保険特約(携行品損害補償特約用)自動セット

オプション F1	1口あたり保険金額 10万円	1口あたり月払保険料 80円	加入上限口数 1口まで
オプション F2	1口あたり保険金額 20万円	1口あたり月払保険料 130円	加入上限口数 1口まで
オプション F3	1口あたり保険金額 30万円	1口あたり月払保険料 200円	加入上限口数 1口まで

必要な補償に
チェックしましょう

必要な補償に
チェックしましょう

必要な補償に
チェックしましょう



【弁護士費用補償】

補償重複

日本国内において偶然な事故により、ケガをしたり自宅や家財に損壊を受け、損害賠償請求を弁護士等に委任、または法律相談を行った場合に発生した費用に対し、保険金をお支払いします。(弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金)。

補償の対象となる方の範囲

- ①:被保険者ご本人 ②:①の配偶者
- ③:①または②の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)
- ④:①または②の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子

オプション H	1口あたり保険金額 弁護士費用等300万円 法律相談費用10万円	1口あたり月払保険料 260円	加入上限口数 1口まで
------------	--	--------------------	----------------

必要な補償に
チェックしましょう

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(注) 日常生活賠償補償、携行品損害補償、弁護士費用補償はご選択いただいた保険金額を上限として、実際にかかった費用を補償します。

【重要事項のご説明等】

- ・各QRコードよりお支払いする保険金および費用保険金のご説明・重要事項のご説明・健康状態告知についてのご案内・サービスのご案内をご確認ください。
- ・各QRコードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。



お支払いする保険金
および費用保険金
のご説明



GN23D010034



重要事項の
ご説明



GN22D010833



健康状態
告知について
のご案内



GN22D010755



サービスの
ご案内



GN24-300006

